

相模原市総合評価方式試行ガイドライン

平成24年 5月

相模原市企画市民局財務部契約課

目 次

1	はじめに	1
2	総合評価方式について	2
(1)	総合評価方式の概要	2
3	相模原市での総合評価方式の試行	3
(1)	総合評価方式のタイプ等	3
(2)	評価項目、評価基準等の設定	3
(3)	評価項目等の内容	5
(4)	共同企業体の場合の評価項目	9
(5)	落札候補者、落札者の決定方法	10
(6)	学識経験者の意見聴取	11
(7)	技術資料の内容の担保	11
(8)	総合評価方式に関する事項の公表	13
(9)	その他	13
	○入札・契約手続きの流れ	14
	<参考資料>	15
	・ 公告文例	
	・ 各種提出様式	

1 はじめに

わが国では、国・地方自治体とも厳しい財政状況等を背景に、公共工事が減少しており、工事の入札において、一部に行き過ぎた競争による低価格入札やくじ引きによる落札者の決定が発生し、工事の品質低下や労働者へのしわ寄せなどが懸念されています。

このような状況を受け、優良な社会資本整備のため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が示されています。

本市では、入札の競争性や公正性、透明性の観点から、入札・契約制度の改正を毎年度行っていますが、この一環として、総合評価方式につきましては、平成19年度から試行を始め、毎年拡充に努めています。

本ガイドラインは、総合評価方式を適用する意義等を示すとともに、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、総合評価方式の試行に関する基本的事項を示すものです。

2 総合評価方式について

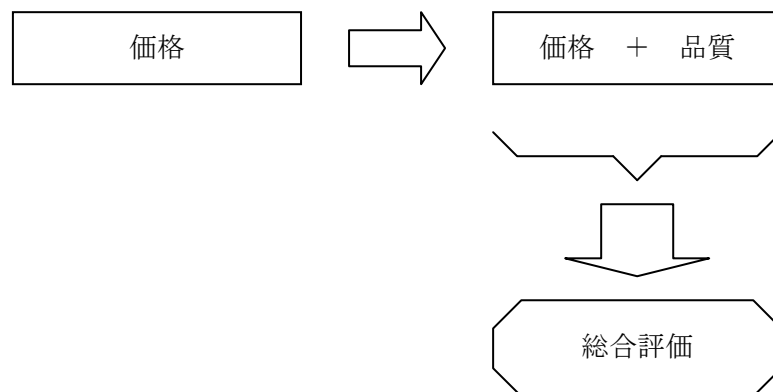
(1) 総合評価方式の概要

公共工事の入札に関しては、近年の厳しい財政状況を背景に公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格の入札やくじ引きによる落札決定が急増しています。これにより、適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発生、工事の安全性の低下、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等、公共工事の品質低下を招くことが懸念されています。

このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、また、平成17年8月に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定されました。これらの中で、公共工事の品質確保には、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要とされており、価格と品質の両方を総合的に評価する落札方式として総合評価方式が示されています。

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式です。入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とするることにより、価格及び品質が総合的に優れた施工業者を選定します。総合評価方式では、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象（評価項目）となります。

この総合評価方式を適用していくことにより、価格と品質が総合的に優れた者が選定され、優良な社会資本整備を行うことができ、また、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、技術力と経営に優れた健全な建設業者の育成に貢献するものと考えられます。



3 相模原市での総合評価方式の試行

(1) 総合評価方式のタイプ等

総合評価方式は、個々の工事の特性に応じ、総合評価方式のタイプ、評価項目、評価基準などを設定し、評価方法を決定します。

本市での試行における総合評価方式のタイプは、標準型・簡易型・特別簡易型（特別簡易型の中で3方式に区分（詳細は、(2) 評価項目、評価基準等の設定 ② 特別簡易型を参照））とし、条件付一般競争入札で実施します。

また、原則として、現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については入札公告等で定めます。

なお、今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価方式を検証し、実施方法等についてさらに検討を行っていきます。

(2) 評価項目、評価基準等の設定

原則として、個々の工事の特性や総合評価方式のタイプに応じ、評価項目、評価基準などを設定します。

① 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、技術提案の提出を求めることで、企業の優れた技術力を活用し、工事の品質をより高めることを期待する工事で、発注者が技術提案を求めたい場合に適用するタイプです。

標準型では、技術提案の他、「企業の施工能力」、「企業の社会性・信頼性」を評価します。

なお、各評価項目の配点の合計は最高36点とします。

②簡易型

発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合で、現場条件や施工上の課題に適切に対応することを期待して、発注者が簡易な施工計画の提出を求めたい場合に適用するタイプです。

簡易型では、簡易な施工計画の他、「企業の施工能力」、「企業の社会性・信頼性」を併せて評価します。

なお、各評価項目の配点の合計は最高25点とします。

③特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業の過去の実績や成績、社会性・信頼性を評価することで品質の確保を期待して適用するタイプです。

ア 通常型	企業の過去の実績や成績、社会性・信頼性を評価するタイプ
イ 施工能力重視型	企業の過去の実績や成績を特に重視して評価するタイプ
ウ 社会性・信頼性重視型	企業の社会性・信頼性を特に重視して評価するタイプ

特別簡易型では、評価項目から施工計画を除き、企業の施工能力、企業の社会性・信頼性を併せて評価します。（上記イ及びウは、評価しない項目があります。）

なお、各評価項目の配点の合計は評価項目の項目数により通常型16点、施工能力重視型12点、社会性・信頼性重視型9点とします。

※いずれのタイプでも、評価のために、入札参加資格確認申請者（入札に参加しようとする者）は、評価項目に関する技術資料の提出が必要となります。なお、技術資料の内容が不適切である場合や評価項目の中で「評価基準」が「失格」と評価されたものがある場合、当該工事の入札参加資格水準を満たしていないものと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者の入札を失格とします。

(3) 評価項目等の内容

各評価項目の有無や評価基準等は、次の「評価項目及び評価基準の例」を基本として、発注する工事の特性に応じ設定し、公告で明示します。

○ 評価項目及び評価基準の例

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	標準	簡易	特別簡易			配点
						(通常)	(施工能力)	(社会性・信頼性)	
企業の技術力	技術提案	総合的なコストの削減に関する提案	工事ごとに評価基準を定めます。	必須	なし	なし	なし	なし	20.0
		工事目的物の性能、機能の向上に関する提案							
社会的要請への対応に関する提案									
その他の上記以外の提案									
	簡易な施工計画		評価項目に関し、現場条件等を踏まえて適切であり、具体的な工夫の記述があるかについて評価を行う。評価された提案項目ひとつあたり3点を加点する(最大9点)。なお、不適切な記述が認められる提案項目がある場合、失格とする。	なし	必須	なし	なし	なし	9.0
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間における相模原市発注工事(※注1)及び神奈川県発注工事(※注2)の同種工事の施工実績	2件以上	必須	必須	必須	必須	必須	2.0
			1件						1.0
			無						0.0
	工事成績	過去3年間及び本年度に検査の完了した(※注3)同一工種工事の工事成績評価点(※注4)の平均点 ※注5	入札参加者中の最高点を基準とし、96%以上の点数 ※注4	選択	選択	必須	必須	なし	2.0
			入札参加者中の最高点を基準とし、92%以上の点数(上記を除く)						1.5
			入札参加者中の最高点を基準とし、88%以上の点数(上記を除く)						1.0
			入札参加者中の最高点を基準とし、84%以上の点数(上記を除く)						0.5
			入札参加者中の最高点を基準とし、84%未満の点数または実績なし						0.0
			6.5点未満						-1.0
	品質マネジメントシステム (ISO9001) の認証取得の有無	有	必須	必須	必須	必須	なし	1.0	
		無						0.0	
	配置予定技術者の施工経験	過去10年間における相模原市発注(※注1)および神奈川県発注(※注2)の同種工事に従事した施工経験の有無	2件以上	必須	必須	必須	必須	なし	2.0
			1件						1.0
無			0.0						

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	標準	簡易	特別簡易			配点
						(通常)	(施工能力)	(社会性・信頼性)	
企業の施工能力(つづき)	配置予定技術者の工事成績	過去3年間及び本年度に検査の完了した(※注3)同一工種工事の工事成績評価点(※注4)の最高点	80点以上	選択	選択	必須	必須	なし	2.0
			75~79点						1.5
			70~74点						1.0
			70点未満(実績なし含む)						0.0
	配置予定技術者の保有資格※注6		1級又は監理技術者	必須	必須	必須	必須	必須	2.0
			2級						1.0
			無						0.0
	工事の履行遅滞	過去1年間における相模原市発注工事の履行遅滞の有無※注7	履行遅滞をしたことはない または 実績なし	必須	必須	必須	必須	必須	0.0
			履行遅滞をしたことがある(複数回ある場合、1工事ごとに-1.0点とする)						-1.0
	手持ち工事量	相模原市発注の総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))で落札決定した件数 ※注8	0件 または 実績なし	必須	必須	必須	必須	必須	0.0
1件以上			-1.0						
企業の社会性・信頼性	地域貢献	相模原市との災害時協力協定等の締結(※注9)	有	必須	必須	必須	なし	必須	1.0
			無						0.0
		建設機械の保有の有無(※注10)	建設機械を自社で保有(長期リース(3年以上)を含む。)している	必須	必須	必須	なし	必須	1.0
			建設機械を自社で保有(長期リース(3年以上)を含む。)していない						0.0
	環境マネジメントシステム(ISO14001)またはエコアクション21の認証取得の有無		有	必須	必須	必須	なし	必須	1.0
			無						0.0
	建設業労働災害防止協会への加入の有無		有	必須	必須	必須	なし	必須	1.0
			無						0.0
	指名停止	過去1年間における相模原市での指名停止の有無	指名停止を受けたことはない	必須	必須	必須	必須	必須	0.0
			指名停止を受けたことがある(複数回ある場合、1回ごとに-1.0点とする)						-1.0
地元下請率	自社施工及び市内企業(市内に本店を有する企業)への下請金額が占める割合 ※注11	割合が50%以上である	選択	選択	必須	必須	必須	1.0	
		割合が50%未満である						0.0	

※注1 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町発注の工事も含みます。単価契約は除きます。

※注2 政令指定都市移行の経過措置として平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所在本市内のものに限り対象とします。単価契約は除きます。

※注3 本年度に検査の完了した同一工種工事とは、公告日の7日前までに完成検査の完了となっている工事をいい、技術資料提出時に工事評価通知書が通知されていない場合も対象とします。

※注4 工事成績評価点とは、相模原市財務部契約課発注の工事(工事担当課へ検査を依頼している工事を除く。)について、工事評価基準(平成14年4月1日施行)の規定により評価された評価点をいいます。

同一工種工事とは原則として入札参加条件で設定する営業種目・細目と同一の工事とします。平均点の計算結果は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めます。

政令指定都市移行の経過措置として平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所在本市内のものに限り対象とします。この場合、神奈川県県土整備部発注工事を対象とします。なお、神奈川県発注工事の評価点については、補正のため0.921を乗じた数値(小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める)とします。

なお、河川工事など、過去の発注量が少ない場合は、過去3年間とあるのを過去5年間とする場合があります。

※注5 配点上位から該当する評価基準に基づき配点します。最高点を基準とする率計算においては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めます。率計算の結果が65点未満となる場合は、65点とします。評価例は8ページのとおりで。

- ※注6 1級とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいい、2級とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級以外の者をいいます。
- ※注7 履行遅滞の対象となる工事は、相模原市財務部契約課発注の全ての工事とします。
なお、履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日(工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日)とします。
- ※注8 手持ち工事量の対象は、平成23年度以降の落札決定した総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))の相模原市財務部契約課発注の工事とします。公告日前日までに完成した工事(完成日は、完成検査の完了の日とします。)は、除きます。平成24年度以降に共同企業体での構成員として受注した総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))の相模原市財務部契約課発注の工事を含みます。
- ※注9 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において締結した災害時協力協定等で、相模原市が引き継いでいる災害時協力協定等を含みます。
災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とします。なお、複数協定を締結している場合も1件のみの評価とします。
- ※注10 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかをいいます。
確認方法は、入札公告日時点においての保有等を次の3点の書類から確認します。
・ 売買契約書の写し等
・ 特定自主検査記録表の写し等
・ 該当建設機械の写真
- ※注11 本店所在地が市外若しくは条件なしとした場合、工事が特殊な場合などは、下請率50%を変更等することがあります。
確認方法は、工事完成時に、施工体制台帳や契約書の写し等で下請業者等との契約金額が確認できる書類等を契約課へ提出し、確認します。
また、市内企業への下請の対象は、一次下請及び警備業等(元請と直接契約を締結するものに限り)とします。(警備業等とは、警備業のほか、測量業及び運送業をいいます。)
なお、技術評価において「自社施工及び市内企業(相模原市内に本店を有する企業)への下請金額が50%以上」とされ、加算されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点します。

工事成績の評価例

例 1

業者名	評価点の平均点	配点	評価内容
A社	78.0	2.0	平均点が最高点のため2.0点
B社	75.0	2.0	平均点が78.0点の96%(74.88点)以上のため2.0点
C社	72.0	1.5	平均点が78.0点の92%(71.76点)以上のため1.5点
D社	69.0	1.0	平均点が78.0点の88%(68.64点)以上のため1.0点
E社	66.0	0.5	平均点が78.0点の84%(65.52点)以上のため0.5点
F社	65.5	0.0	平均点が78.0点の84%(65.52点)未満のため0.0点
G社	なし	0.0	実績なしのため0.0点
H社	64.0	-1.0	平均点が65.0点未満のため-1.0点

例 2

業者名	評価点の平均点	配点	評価内容
A社	71.0	2.0	平均点が最高点のため2.0点
B社	68.5	2.0	平均点が71.0点の96%(68.16点)以上のため2.0点
C社	67.0	1.5	平均点が71.0点の92%(65.32点)以上のため1.5点
D社	65.5	1.5	平均点が71.0点の92%(65.32点)以上のため1.5点
E社	65.0	1.0	平均点が71.0点の88%は62.48点であるが、この場合65点とするため、平均点が65点以上として1.0点
F社	なし	0.0	実績なしのため0.0点
G社	64.0	-1.0	平均点が65.0点未満のため-1.0点

(4) 共同企業体の場合の評価項目

共同企業体の結成を求める場合、各評価項目の適用の有無や評価基準等は、次の「評価項目及び評価基準の例」を基本として、発注する工事により設定し、公告で明示します。

○ 評価項目及び評価基準の例

評価分類	評価種別（評価項目）		評価の対象		
			全ての構成員	いずれかの構成員	共同企業体
企業の施工能力	同種工事の施工実績		○		
	工事成績		○		
	品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無 ※			○	
	配置予定技術者の施工経験		○		
	配置予定技術者の工事成績		○		
	配置予定技術者の保有資格		○		
	工事の履行遅滞			○	
	手持ち工事量		○		
企業の社会性・信頼性	地域貢献	相模原市との災害時協力協定等の締結		○	
		建設機械の保有の有無		○	
	環境マネジメントシステム（ISO14001）またはエコアクション21の認証取得の有無 ※			○	
	建設業労働災害防止協会への加入の有無		○		
	指名停止			○	
	地元下請率				○

※ 品質マネジメントシステム（ISO9001）等の認証取得の有無は、工事の内容等により、評価の対象を「いずれかの構成員」から「代表の構成員」へ変更することがあります。

(5) 落札候補者、落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定します。具体的には以下のとおりとなります。

- ① 入札参加資格確認申請者（入札に参加しようとする者）に、「評価項目」に関する技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した「評価基準」に基づき配点した加算点を算出して標準点（100点）を合算した技術評価点について学識経験者から意見聴取を行います。（「落札者決定基準を定めようとするとき」の意見聴取時に、落札決定時の意見聴取が必要との意見が無いときは、事後報告とする場合があります。）
- ② 技術評価点を入札価格で除し、百万を乗じて得た数値を「評価値」とします。

【評価値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \quad \div \quad \text{入札価格} \quad \times \quad 1,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \quad \div \quad \text{入札価格} \quad \times \quad 1,000,000 \end{aligned}$$

※ この評価値の算出方法を「除算方式」といいます。

※ 標準点は100点とします。加算点は、施工計画、同種工事の施工実績、工事成績、災害時協力協定等の締結状況などの評価から算出し、標準型の場合、最高36点、簡易型の場合、最高25点、特別簡易型の場合、最高9点、12点または16点とします。

※ 評価値は、小数点以下第5位を切り捨てます。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

- ③ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とします。
- ④ 総合評価方式においては、低入札価格調査制度を適用します。低入札価格調査は、評価値が最も高い者の入札価格に対して、市が定めた調査基準価格を下回った場合に要綱等に基づき行います。
- ⑤ 低入札価格調査を行わない場合、入札書に添付された工事費内訳書の内容等の確認を行います。
- ⑥ 落札候補者が複数いる場合は、くじ引きの上、落札者を決定します。

(6) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要です。そのため、地方自治法施行令では、「落札者決定基準を定めようとするとき」は二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。また、「当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったとき」は再度の意見聴取が必要であり、「あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない」とされています。

このことから、総合評価方式の試行においても、学識経験者から意見聴取を行います。

(7) 技術資料の内容の担保

本市の総合評価方式の試行においては、落札者の提示した技術資料の内容のうち、技術提案、簡易な施工計画、配置予定技術者の配置及び地元下請率は契約内容となるため、これらを履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めます。

① 技術提案及び簡易な施工計画の履行に関する事項

受注者は、技術提案及び簡易な施工計画の実施内容を「様式A「履行確認チェックリスト」(12ページ参照)」に記述し、履行しなければなりません。

ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容を除きます。

発注者は、実施内容が不十分又は不履行が判明した時点で、すみやかに文書で当該内容の履行を求めるものとします。文書による指示を実施しても十分に履行されない場合で、その不履行等が受注者の責によるものである場合、工事成績評定点から3点を減点します。

② 配置予定技術者の配置に関する事項

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者(監理技術者)として配置しなければなりません。ただし、止むを得ない事情(病気・怪我・退職・死亡等)がある場合は、その事情を証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者(監理技術者)の変更をすることができます。

この場合、変更後の主任技術者(監理技術者)は、提出した技術資料のうち評価種別「配置予定技術者の保有資格」において評価した加算点と同等以上の評価となる技術者でなければなりません。同等以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評価点から3点を減点します。

③ 地元下請率に関する事項

地元下請率は、工事完成検査時に、施工体制台帳や契約書の写し等の契約金額確認できる書類等により確認しますが、技術評価において「自社施工及び市内企業への下請金額が50%以上」とされ、加点されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点します。

工事名		契約番号	
工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	受注者名	

提案番号	実施内容、実施方法	実施時期	確認方法	履行状況	監督員確認日	効果	備考
1							
2							
3							
4							
5							
備考							

受注者記入欄（太枠内）

- 1) 提案番号 「簡易な施工計画」「技術提案書」の項目番号と同一にすることができる限り具体的に記述する。
- 2) 実施内容、実施方法 着手前の監督員協議により実施しない場合には、その旨を記入する。
- 3) 実施時期 想定できる範囲で詳しく記入する。着手前の監督員協議により実施しない場合は斜線を記入。
- 4) 確認方法 立会い、記録書類、写真、その他（具体的に）。着手前の監督員協議により実施しない場合は斜線を記入。

監督員	所属		氏名	
統括監督員	所属		氏名	

(8) 総合評価方式に関する事項の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価方法や落札決定方法などの手続きについては、入札公告及び本ガイドラインにおいて明示します。また、落札結果及び評価結果を公表します。

① 入札手続き開始時における明示

総合評価方式による入札手続きを開始する時は、入札公告兼入札説明書に次の事項を明記します。

- ・ 総合評価方式による入札であること
- ・ 技術資料の提出方法、提出期限
- ・ 総合評価に関する事項（評価項目、評価基準、配点、失格要件、総合評価の方法、技術資料の内容の担保）
- ・ 落札候補者及び落札者の決定方法

② 落札者決定時における明示

総合評価方式により落札者を決定した時は、速やかに入札調書を公表するとともに、次の事項を記載した評価調書を公表します。

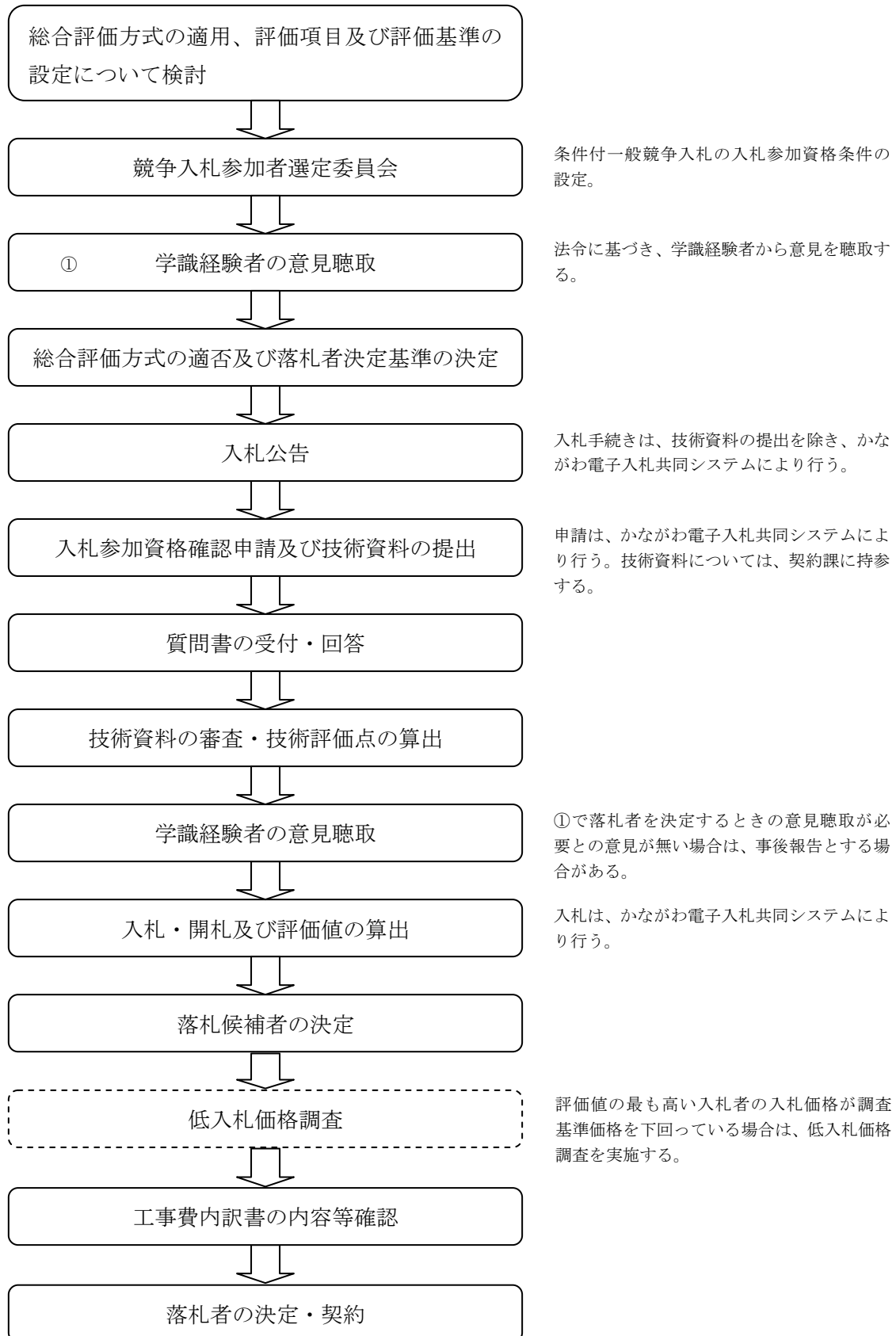
- ・ 入札参加者の名称
- ・ 入札参加者の入札価格
- ・ 入札参加者の加算点、技術評価点、評価値（入札価格が制限の範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみ）
- ・ 総合評価方式の採用理由

(9) その他

総合評価方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止等の措置及び工事成績評価点を減ずる措置を行います。

○ 入札・契約手続きの流れ

総合評価方式による入札・契約手続きの概要は次のとおりです。



<參考資料>

公 告 文 例
各 種 提 出 樣 式

入札案件概要書

公告日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

公告別案件 No

1/1

入札番号	〇〇〇番		
工事名	〇〇〇〇工事		
工事場所	相模原市 〇区〇〇 地内		
工事概要			
工期	契約締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで		
低入札価格調査			
参加条件	認定済み 営業種目・細目 (公告日の前日時点)	営業種目 〇〇	細目 〇〇
	総合点数(入札参加 認定時)【経営事項審 査結果通知書の総合評 定値+主観点数】	〇〇〇点以上	
	特定建設業許可		
	本店所在地		
	手持 工事	制限内容	
	工事 の実 績	工事種別	
		有効期間	
入札参加申請書受付	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前9時 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後4時 まで		
技術資料提出期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後4時まで		
確認通知書発行	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後3時 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後5時 まで		
質問期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)		
回答期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)		
入札書受付	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前9時 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後3時 まで		
開札予定日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前9時		
落札候補者への連絡	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後4時まで ※低入札価格調査となった場合は、調査方法等について同時に連絡する。		
入札書添付資料	「 工事費内訳書 」(設計書と同時にダウンロードした専用書式による)		
備考			

ない。

次に該当する場合は、不適切と判断し失格とする。

- (ア) 白紙の場合。
- (イ) 各種法令違反の記述がある場合。
- (ウ) 設計図書に示す条件に満たない場合又は共通仕様書、施行監理基準等を満たさない場合。
- (エ) 目的物の主たる部分等について、重大な品質低下を招くような施工方法等の場合。
- (オ) 指定した行数を越えて記述をした場合、又はA 4 一枚を越えて記述した場合。
- (カ) 設定されている文字のポイント、枠の大きさを変更した場合。

【 注意事項 】

- ・ 受注者は、技術提案（簡易な施工計画）の実施内容を様式A「履行確認チェックリスト」に記述し、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容を除き、履行しなければならない。

発注者は、実施内容が不十分又は不履行が判明した時点で、すみやかに文書で当該内容の履行を求め、文書による指示を実施しても十分に履行されない場合で、その不履行等が受注者の責によるものである場合、工事成績評定点から3点を減点する。

- ・ 記載にあたっては、【様式1 - a 裏面】簡易な施工計画に関する注意事項を確認すること。

2 企業の施工能力

(1) 同種工事の施工実績【様式- 2 a】

【 評価基準 】

相模原市財務部契約課発注工事及び神奈川県県土整備部発注工事（工事場所が本市内に限る。）の同種工事の施工実績を評価する。

配点は「2～0点」とし、該当する工事成績の実績がない場合は、加算は行わない。

【 注意事項 】

同種工事の施工実績は、元請として、設計金額の5割以上の同種の工事实績（公告日から過去10年以内）とする。提出する実績は保有する最高額の実績から順に記載すること。なお、記載する工事がCORINSに登録されている場合は、登録内容確認書の写しを併せて提出すること。また、同工事がCORINSに登録されていない場合は、工事实績が確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。工事实績が提出書類で確認できない場合は、加算は行わない。

(2) 工事成績【様式- 2 b】

【 評価基準 】

相模原市財務部契約課発注及び神奈川県県土整備部発注（工事場所が本市内に限る。）の同一工種工事の工事成績評価点の平均点（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める）を入札参加者全者において相対的に評価する。

配点は「2～-1点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 工事成績評価点とは、相模原市財務部契約課発注の工事（工事担当課へ検査を依頼している工事を除く）について、工事評価基準（平成14年4月1日施行）の規定により評価された評価点とする。
- ・ 政令指定都市移行の経過措置として、平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所が本市内のものに限り対象とする。この場合、神奈川県県土整備部発注工事とし、平成21年度に完成した同一工種工事を対象とする。

なお、神奈川県発注工事の評価点は、補正のため0.921を乗じた数値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位まで求める。）とする。

- ・ 平均点算出の対象となる全ての工事（平成21年度～23年度に完成した同一工種工事及び平成24年度に検査の完了した（公告日の7日前までに完成検査の完了した）同一工種工事）について、工事名等を様式- 2 bに記載すること。
- ・ 当該工事に係る相模原市が発行した「工事評価通知書」又は神奈川県が発行した「工事成績評定通知書」の写しを提出すること。

(3) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無【様式- 2 a】

【 評価基準 】

入札公告日時点における品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無を評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

登録証の写しを提出すること。

(4) 配置予定技術者の能力【様式-3】

配置予定技術者は、予定する主任（監理）技術者の氏名、資格名等を記載すること。

また、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。この場合、審査は、各候補者のうち、「評価項目及び評価基準」に記載の評価基準において、評価が最も低い者で評価する。

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、止むを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情を証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。

この場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち評価種別「配置予定技術者の保有資格」において評価した加算点と同等以上の評価となる技術者でなければならない。同等以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評価点から3点を減点する。

① 同種工事の施工経験

【 評価基準 】

相模原市財務部契約課発注及び神奈川県県土整備部発注（工事場所が本市内に限る。）の同種工事に配置予定技術者が従事した経験を評価する。なお、施工経験は主任技術者、監理技術者として従事した経験とする。

配点は「2～0点」とする。

【 注意事項 】

同種工事の施工経験とは、元請として、設計金額の5割以上の同種工事に従事した経験（公告日から過去10年以内）とする。提出する施工経験は保有する最高額の施工経験から順に記載すること。なお、記載する工事がCORINSに登録されている場合は、登録内容確認書の写しを併せて提出すること。また、同工事がCORINSに登録されていない場合は、施工経験が確認できる資料を提出すること。工事の施工経験が提出書類で確認できない場合は、評価しない。

② 配置予定技術者の工事成績

【 評価基準 】

相模原市財務部契約課発注及び神奈川県県土整備部発注（工事場所が本市内に限る。）の同一工種工事の工事成績評価点の最高点を評価する。

配点は「2～0点」とする。

【 注意事項 】

・ 工事成績評価点とは、相模原市財務部契約課発注の工事（工事担当課へ検査を依頼している工事を除く）について、工事評価基準（平成14年4月1日施行）の規定により評価された評価点とする。

・ 政令指定都市移行の経過措置として、平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所が本市内のものに限り対象とする。この場合、神奈川県県土整備部発注工事とし、平成21年度に完成した同一工種工事を対象とする。

なお、神奈川県発注工事の評価点は、補正のため0.921を乗じた数値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位まで求める。）とする。

・ 対象となる最高点の工事（平成21年度～23年度に完成した同一工種工事及び平成24年度に検査の完了した（公告日の7日前までに完成検査の完了した）同一工種工事）について、工事名等を様式3に記載すること。

・ 当該工事に係る相模原市が発行した「工事評価通知書」又は神奈川県が発行した「工事成績評定通知書」の写しを提出すること。

③ 保有資格

【 評価基準 】

入札公告日時点における配置予定技術者の保有資格（当該工事に関連する資格に限る。）について評価する。

配点は「2～0点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 配置予定技術者が資格を保有している場合は、当該資格を有していることが確認できる合格証明書の写し等を提出すること。なお、提出する保有している資格が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しを提出するとともに、監理技術者資格者証が平成16年3月1日以降に交付（更新も含む）されている場合は、監理技術者講習修了証も提出すること。
- ・ 公告日現在保有している資格を記載すること。
- ・ 1級とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいい、2級とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免許の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級以外の者をいう。

(5) 工事の履行遅滞【様式－4】

【 評価基準 】

過去1年間における相模原市財務部契約課発注の全ての工事の履行遅滞の有無を評価する。

配点は「0～-1点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日（工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日）とする。
- ・ 過去1年間とは、公告日前日より前年の公告日同日までとする。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

(6) 手持ち工事量【様式－4】

【 評価基準 】

平成23年4月1日以降の相模原市財務部契約課発注の総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））で落札決定を受けた件数を評価する。

配点は「0～-1点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 手持ち工事量の対象は、平成23年4月1日以降で公告日前日までに落札決定を受けた相模原市財務部契約課発注の総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））の件数とし、公告日前日までに完成した案件（完成日は、完成検査の完了の日とする。）を除く。
- ・ 過年度契約分については、継続事業（継続費、債務負担行為及び繰越明許費（繰越明許費は公告又は指名の通知をしたときに繰越明許費としていた案件に限る））を対象とする。
- ・ 平成24年4月1日以降の受注案件については、共同企業体での構成員として受注した総合評価方式（低価格（調査基準価格未満））の相模原市財務部契約課発注の工事を含む。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

3 企業の社会性・信頼性

(1) 災害時協力協定等の締結の有無【様式－5】

【 評価基準 】

入札公告日時点における相模原市と災害に対する復旧などの協定の締結状況の有無について評価する。（団体の場合、その構成員も評価する。）

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 災害協定を締結している各団体の加入証明書（当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可）を提出すること。
- ・ 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において締結した災害時協力協定等で相模原市が引き継いでいる災害時協力協定等を含む。
- ・ 災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とする。なお、複数協定を締結している場合も1件のみの評価とする。

(2) 建設機械の保有の有無【様式－5】

【 評価基準 】

入札公告日時点における災害時において使用される代表的な建設機械の保有の有無について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかをいう。
- ・ 建設機械の保有を確認するため、売買契約書の写し等、特定自主検査記録表の写し、該当建設機械の写真を提出すること。
- ・ 建設機械の保有は、3年以上の長期リースでの保有を含むものとする。

(3) 環境マネジメントシステム (ISO14001) またはエコアクション21の認証取得の有無 【様式-5】

【 評価基準 】

入札公告日時点における環境マネジメントシステム (ISO14001) またはエコアクション21の認証取得の有無を評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

登録証の写しを提出すること。

(4) 建設業労働災害防止協会への加入状況 【様式-5】

【 評価基準 】

入札公告日時点における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

加入証明書 (当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可) を提出すること。

(5) 指名停止 【様式-6】

【 評価基準 】

相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止 (指名停止期間) を過去1年間の間に受けていた場合について評価する。

配点は「0～-1点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 過去1年間とは、公告日前日より前年の公告日同日までとする。
- ・ 本市資料により評価するので、添付書類は不要とする。

(6) 地元下請率 【様式-6】

【 評価基準 】

この工事の自社施工及び市内企業 (市内に本店を有する企業) への下請金額が占める割合が50%以上の場合 (請負金額から市外企業 (市内に本店を有しない企業) への下請金額の総額を除いた額が請負金額の50%以上の場合) について評価する。

配点は「1～0点」とする。

【 注意事項 】

- ・ 市内企業への下請の対象は、一次下請及び警備業等 (元請と直接契約を締結するものに限る。) とする。(警備業等とは、警備業のほか、測量業及び運送業をいう。)
- ・ 確認方法は、工事完成時に、施工体制台帳や契約書の写し等で下請業者等との契約金額が確認できる書類等を契約課へ提出し、確認する。
- ・ 技術評価において「自社施工及び市内企業 (相模原市内に本店を有する企業) への下請金額が50%以上」とされ、加点されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点する。

4 その他

総合評価方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱 (平成8年4月1日施行) に基づく指名停止等の措置及び工事成績評価点を減ずる措置を行う。

評価項目及び評価基準

提出された技術資料について、次の評価項目及び評価基準に基づき加算点を算出する。なお、加算点の最高点は25点とする。

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	配点
企業の技術力	簡易な施工計画		評価項目に関し、現場条件等を踏まえて適切であり、具体的な工夫の記述があるかについて評価を行う。評価された提案項目ひとつあたり3点を加算する（最大9点）。 なお、不適切な記述が認められる提案項目がある場合、失格とする	9.0
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間における相模原市発注(※注1)、神奈川県発注(※注2)の同種工事の施工実績	2件以上	2.0
			1件	1.0
			無	0.0
	工事成績	過去3年間及び本年度に検査の完了した(※注3)同一工種工事の工事成績評価点(※注4)の平均点 ※注5	入札参加者中の最高点を基準とし、96%以上の点数 ※注4	2.0
			入札参加者中の最高点を基準とし、92%以上の点数(上記を除く)	1.5
			入札参加者中の最高点を基準とし、88%以上の点数(上記を除く)	1.0
			入札参加者中の最高点を基準とし、84%以上の点数(上記を除く)	0.5
			入札参加者中の最高点を基準とし、84%未満の点数 または実績なし	0.0
			6.5点未満	-1.0
	品質マネジメントシステム (IS09001) の認証取得の有無		有	1.0
			無	0.0
	配置予定技術者の施工経験	過去10年間における相模原市発注(※注1)、神奈川県発注(※注2)の同種工事に従事した施工経験の有無	2件以上	2.0
			1件	1.0
			無	0.0
	配置予定技術者の工事成績	過去3年間及び本年度に検査の完了した(※注3)同一工種工事の工事成績評価点(※注4)の最高点	80点以上	2.0
			75～79点	1.5
70～74点			1.0	
70点未満(実績なし含む)			0.0	

評価分類	評価種別	評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力 (つづき)	配置予定技術者の保有資格 ※注6		1級又は監理技術者	2.0
			2級	1.0
			資格無し	0.0
	工事の履行遅滞	過去1年間における相模原市発注工事の履行遅滞の有無 ※注7	履行遅滞をしたことはない または 実績なし	0.0
			履行遅滞をしたことがある (複数回ある場合、1案件ごとに-1.0点とする)	-1.0
	手持ち工事量	相模原市発注の総合評価方式(低価格(調査基準価格未満))で契約した件数 ※注8	0件 または 実績なし	0.0
1件以上			-1.0	
企業の社会性・信頼性	地域貢献	相模原市との災害時協力協定等の締結 ※注9	有	1.0
			無	0.0
		建設機械の保有の有無 ※注10	建設機械を自社で保有(長期リース(3年以上)を含む。)している。	1.0
			建設機械を自社で保有(長期リース(3年以上)を含む。)していない。	0.0
	環境マネジメントシステム (ISO14001) またはエコアクション21の認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	建設業労働災害防止協会への加入の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	指名停止	過去1年間における相模原市での指名停止の有無	指名停止を受けたことはない	0.0
			指名停止を受けたことがある (複数回ある場合、1回ごとに-1.0点とする)	-1.0
	地元下請率	自社施工(市内企業に限る。)及び市内企業(市内に本店を有する企業)への下請金額が占める割合 ※注11	割合が50%以上である	1.0
割合が50%未満である			0.0	

※注1 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町発注の工事も含む。単価契約は除く。

※注2 政令指定都市移行の経過措置として平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所在本市内のものに限り対象とする。単価契約は除く。

※注3 本年度に検査の完了した同一工種工事とは、公告日の7日前までに完成検査の完了となっている工事をいい、技術資料提出時に工事評価通知書が通知されていない場合も対象とする。

※注4 工事成績評価点とは、相模原市財務部契約課発注の工事(工事担当課へ検査を依頼している工事を除く。)について、工事評価基準(平成14年4月1日施行)の規定により評価された評価点をいう。

同一工種工事とは原則として入札参加条件で設定する営業種目・細目と同一の工事とする。平均点の計算結果は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

政令指定都市移行の経過措置として平成22年度から3年間については、原則として、神奈川県発注工事でも工事場所在本市内のものに限り対象とする。この場合、神奈川県県土整備部発注工事を対象とし、平成21年度に

完成した同一工種工事を対象とする。なお、神奈川県発注工事の評価点については、補正のため0.921を乗じた数値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める）とする。

※注5 配点上位から該当する評価基準に基づき配点します。最高点を基準とする率計算においては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めます。率計算の結果が65点未満となる場合は、65点とする。

※注6 1級とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいい、2級とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、1級以外の者をいう。

※注7 履行遅滞の対象となる工事は、相模原市財務部契約課発注の全ての工事とする。

なお、履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日（工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日）とする。

※注8 手持ち工事量の対象は、平成23年度以降の相模原市財務部契約課発注の工事とする。公告日前日までに完成した工事（完成日は、完成検査の完了の日とします。）は、除く。

※注9 旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町において締結した災害時協力協定等で、相模原市が引き継いでいる災害時協力協定等を含む。

災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とする。なお、複数協定を締結している場合も1件のみの評価とする。

※注10 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかをいう。

確認方法は、公告日前日においての保有等を次の3点の書類から確認する。

- ・ 売買契約書の写し等
- ・ 特定自主検査記録表の写し等
- ・ 該当建設機械の写真

※注11 本店所在地が市外若しくは条件なしとした場合、工事が特殊な場合などは、下請率50%を変更等することがある。

確認方法は、工事完成時に、施工体制台帳や契約書の写し等で下請業者等との契約金額が確認できる書類等を契約課へ提出し、確認する。なお、技術評価において「自社施工及び市内企業（相模原市内に本店を有する企業）への下請金額が50%以上」とされ、加点されたにもかかわらず、確認において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点する。

また、市内企業への下請の対象は、一次下請及び警備業等（元請と直接契約を締結するものに限る。）とする。（警備業等とは、警備業のほか、測量業及び運送業をいう。）

平成 年 月 日

相模原市長
加 山 俊 夫 宛て

商号又は名称
所 在 地
代 表 者 氏 名

印

技術資料の提出について

次の工事について、技術資料を提出します。
なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 工 事 名

連 絡 先

担当者氏名	
電話番号	

2 提出書類

評価分類	評価項目		添付書類	様式	提出 チェック
企業の技術力	技術提案	総合的なコストの削減に関する提案	/	/	
		工事目的物の性能、機能の向上に関する提案			
社会的要請への対応に関する提案					
その他の上記以外の提案					
	簡易な施工計画			様式-1 a 又は 様式-1 b	
企業の施工能力	同種工事の施工実績		・登録確認内容書の写し ・契約書および内訳書等	様式-2 a	
	工事成績		・工事評価通知書の写し ・工事成績評定通知書の写し	様式-2 b	
	ISO9001 の認証取得		登録証の写し	様式-2 a	
	配置予定技術者の保有資格		資格を証明できる書類	様式-3	
	配置予定技術者の施工経験		・登録確認内容書の写し ・契約書および内訳書等		
	配置予定技術者の工事成績		・工事評価通知書の写し ・工事成績評定通知書の写し		
	工事の履行遅滞		-	様式-4	
手持ち工事量		-			
企業の社会性・信頼性	地域貢献	災害時協力協定等の締結状況	団体加入証明書	様式-5	
		建設機械の保有の状況	・売買契約書の写し等 ・特定自主検査記録表の写し等 ・該当建設機械の写真		
	ISO14001 またはエコアクション21 の認証取得		登録証		
	建設業労働災害防止協会への加入状況		建設業労働災害防止協会加入証明書		
	指名停止		-	様式-6	
	地元下請率		-		

簡易な施工計画

工事名：

会社名：

評価項目	
------	--

提案項目	具体的な施工計画
1	
2	
3	

※ 書式・文字のポイント（10.5ポイント）は変更せず、枠内（具体的な施工計画部分は、30行以内）に記載してください。なお、枠内の点線は、移動・削除しても構いません。

※ 評価項目ごとに1枚の提出とします。

簡易な施工計画に関する注意事項

1. 本工事の特徴を踏まえ、設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に係る配慮すべき事項又は技術的所見が、適切かつ具体的かどうかを評価する。
2. 簡易な施工計画は、A4版1枚以内で記述すること。具体的な施工計画部分は30行以内に、10.5ポイントの文字で記述することとし、枠の大きさや設定された書式は変更しないこと（枠内破線の移動や削除は可。）。必要に応じ、記述内容を補助する図や表を具体的な施工計画部分の枠内に挿入しても良いが、図や表も指定した行数に含むものとする。なお、図や表だけに記述された文章は、加点評価の対象としない。
3. 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定出来る記述は行わない。
4. 提案項目数は3項目とし、3項目を超過した提案項目は評価対象としない。ただし、3項目を超過した提案項目も履行義務を負う（施工不可と判断されたものを除く）。なお、3項目に満たない提案項目数であっても、失格とするものではない。
5. 1つの提案項目は、1つの着目対象（〇〇対策等）に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない。ただし、当該提案項目についても履行義務を負う（施工不可と判断されたものを除く）。
6. 1つの提案項目に対しては、1つの具体的な施工計画（ひとつの実施方法。付帯して行うものを含む）を記述すること。1つの提案項目に対して複数の実施方法を記述した場合は、最初に記述されている実施方法のみ評価対象とする。また、1つの実施方法を複数の提案項目に分けて記述した場合は、最初に記載した提案項目のみ評価対象とする。ただし、記載事項は全て履行義務を負う（施工不可と判断されたものを除く）。
7. 具体的な施工計画には、実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を具体的に記述すること。なお、「必要に応じて行う」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記述内容は加点評価しない。ただし、当該記述内容についても履行義務を負う（施工不可と判断されたときを除く）。
8. 以下に示すような提案項目は実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との新たな協議や調整を要するもの
 - ③現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ④施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ⑤周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるものや、環境に悪影響を及ぼすもの
 - ⑥過度なコスト負担を要するもの
9. 以下に示す場合は失格とする
 - ①白紙の場合
 - ②各種法令違反の記述がある場合
 - ③設計図書に示す条件に満たない場合又は共通仕様書、施工管理基準等を満たさないもの
 - ④目的物の主たる部分等について、重大な品質低下を招くような施工方法等の場合
 - ⑤指定した行数を越えて記述をした場合、又はA4一枚を越えて記述した場合。
 - ⑥設定されている文字のポイント、枠の大きさを変更した場合

簡易な施工計画

工事名：

会社名：

工程表

工種	月		月		月		月		月		月		月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

- ※ 不足する場合は、複写して使用してください。
- ※ 書式・文字のポイント（10.5ポイント）は変更せず、枠内に記載してください。

企業の施工能力(1)

工事名 : _____

会社名 : _____

相模原市発注 の同種工事の 施工実績	実績の有無	有 ・ 無
--------------------------	-------	-------

相模原市発注 の同種工事の 施工実績	発注者	相模原市 ・ 神奈川県
	工事名	
	工事の場所	相模原市
	契約金額	千円 (出資比率分 千円)
	工期	年 月 日 (契約日) ~ 年 月 日 (履行期限)
	受注形態	単体 / JV (出資比率 %)
	実績証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ CORINS (登録確認内容書の写し) ・ 工事实績内容が確認できる資料 (契約書および内訳書等)
	工事概要	<例> 推進工 ○○m

相模原市発注 の同種工事の 施工実績	発注者	相模原市 ・ 神奈川県
	工事名	
	工事の場所	相模原市
	契約金額	千円 (出資比率分 千円)
	工期	年 月 日 (契約日) ~ 年 月 日 (履行期限)
	受注形態	単体 / JV (出資比率 %)
	実績証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ CORINS (登録内容確認書の写し) ・ 工事实績内容が確認できる資料 (契約書および内訳書等)
	工事概要	<例> 推進工 ○○m

※ 共同企業体の場合の契約金額は、出資比率で按分した金額も記載してください。

品質マネジメントシ ステム (ISO9001) 認証取得の有無	取得の有無	有 ・ 無
	取得証明書	登録証の写しを提出してください。

企業の施工能力(2) (工事成績の実績表)

 工事名：

 会社名：

発注者	工事名	工事の場所	工期	契約金額 ※	評価点 ※
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ～ 年 月 日	¥	
工事成績評価点の平均値					

- ※ 「工事評価通知書」(相模原市)又は「工事成績評定通知書」(神奈川県)の写しを提出してください。
 ※ 平均点算出の対象となる全ての工事(平成21～23年度に完成した同一工種工事及び平成24年度に検査の完了した(公告日の7日前までに完成検査の完了した)同一工種工事)を記載してください。
 ※ 共同企業体の場合の契約金額は、出資比率で按分した金額も記載してください。
 ※ 神奈川県発注工事の評価点については、評価点に補正係数(0.921)を乗じて(小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める)記載してください。なお、平成21年度に完成した同一工種工事とし、工事の場所は相模原市内に限ります。
 ※ 記入欄が不足する場合は、複写し、全ての同一工種工事を記載してください。

企業の施工能力(3)
(配置予定技術者の能力)

(様式-3)

工事名：

会社名：

※ 配置予定技術者が特定できず、複数の候補者を記入する場合は、コピーして使用してください。

配置予定技術者の氏名				
保有資格	資格の有無	有 ・ 無		
	資格	取得年月日	資格の種類	証明書番号等

※ 資格を証明できる書類の写しを提出してください。

同種工事 の施工経験	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者		
	発注者	相模原市 ・ 神奈川県		
	工事名			
	工事の場所	相模原市		
	契約金額	千円 (出資比率分 千円)		
	工期	年 月 日 (契約日) ~ 年 月 日 (履行期限)		
	受注形態	単体 / J V (出資比率 %)		
	工事概要			
同種工事 の施工経験	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者		
	発注者	相模原市 ・ 神奈川県		
	工事名			
	工事の場所	相模原市		
	契約金額	千円 (出資比率分 千円)		
	工期	年 月 日 (契約日) ~ 年 月 日 (履行期限)		
	受注形態	単体 / J V (出資比率 %)		
	工事概要			

※ 実績証明書類【CORINS (登録確認内容書の写し) または契約書および内訳書等】を添付してください。
共同企業体の場合の契約金額は、出資比率で按分した金額も記載してください。

配置予定技術者の工事成績

発注者	工事名	工事の場所	工期	契約金額 ※	評価点※
相模原市 ・ 神奈川県		相模原市	年 月 日 ~ 年 月 日	¥	

- ※ 「工事評価通知書」(相模原市) 又は「工事成績評定通知書」(神奈川県) の写しおよびCORINS (登録確認内容書の写し) を提出してください。
- ※ 技術者として配置された工事のうち最高点 (県発注工事の場合、補正後の評価点で比較) の工事 (平成21~23年度に完成した同一工種工事及び平成24年度に検査の完了した(公告日の7日前までに完成検査の完了した) 同一工種工事) を記載してください。記載された工事成績を最高点と判断し評価します。
- ※ 神奈川県発注工事の評価点については、評価点に補正係数 (0.921) を乗じて (小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める) 記載してください。なお、平成21年度に完成した同一工種工事とし、工事の場所は相模原市内に限ります。
- ※ 共同企業体の場合の契約金額は、出資比率で按分した金額も記載してください。

企 業 の 施 工 能 力 (4)

工事名：

会社名：

工事の履行遅滞

過去1年間の 工事の履行遅滞	有・無	契約番号	工 事 名

※ 相模原市財務部契約課発注の全ての工事で、公告日前日から過去1年の間に履行遅滞となっている工事名等を記載してください。

※ 履行遅滞となった場合の起算日は、履行遅滞の工事が完成し、相模原市が違約金の請求をした日（工事代金と相殺する場合は、相殺通知をした日）とします。

手持ち工事量

平成23年度以降に 総合評価方式 (低価格(調査基準価 格未満)) で落札決定を受けた件 数	有・無	契約番号	工 事 名

※ 平成23年4月1日以降に相模原市財務部契約課発注の総合評価方式の工事で低価格(調査基準価格未満)で受注した工事名等を記載してください。ただし、完成した工事を除きます。

企業の社会性・信頼性(1)

工事名：

会社名：

地域貢献（災害時協力協定等の締結の有無）

相模原市との 災害時協力協定 等の締結状況	締結の有無	有 ・ 無
	締結先の 団体名	
	協力協定 等の名称	

※ 災害時協力協定のほか「緊急補修工事等に関する覚書」および「凍雪害対策に係る協定書」を対象とします。
複数協定を締結している場合は、1件のみ記載してください。重複の加点はしません。

※ 加入証明書を提出してください。当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可とします。

地域貢献（建設機械の保有の有無）

建設機械の保有の状況	建設機械の 自社保有の有無	有（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル）・無
------------	------------------	--------------------------------

※ 建設機械とは、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかをいいます。添付資料として、入札公告日時点における保有を確認するため、次の書類を提出してください。

- ・ 売買契約書の写し等
- ・ 特定自主検査記録表の写し等
- ・ 該当建設機械の写真

ISO14001 またはエコアクション21の認証取得

環境マネジメントシステム（ISO14001）または エコアクション21の 認証取得の有無	取得の有無	有 ・ 無
	取得証明書	登録証の写しを提出してください。

建設業労働災害防止協会への加入状況

建災防への 加入状況	加入の有無	有 ・ 無
---------------	-------	-------

※ 建設業労働災害防止協会加入証明書を提出してください。当該年度内に証明を受けたものとし、コピー可とします。

企業の社会性・信頼性(2)

工事名：

会社名：

指名停止

過去1年間の指名停止の有無	有 ・ 無
---------------	-------

※ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止（指名停止期間）を公告日前日から過去1年の間に受けていた場合は、有に○をつけてください。

地元下請率

本工事における 自社施工・一次下請契 約額に占める 割合が50%以上予定	50%以上	有 ・ 無
---	-------	-------

※ 地元下請率は、工事完成時に、施工体制台帳や契約書の写し等の契約金額が確認できる書類等により確認しますので、契約課へ提出を要します。

※ 技術評価において「自社施工及び市内企業への下請金額が50%以上」で評価され、加点されたにもかかわらず、確認時において50%未満だった場合は、工事成績評定点から3点を減点します。